

東京都犯罪被害者等支援 被害者参加制度における弁護士費用の助成について

●被害者参加制度における弁護士費用の助成について	
概 要	<p>殺人や傷害、性犯罪など故意の犯罪行為（過失による行為を除く。）により、生命、身体に被害を受けた被害者の方やご遺族の方などが、その犯罪被害に関する刑事裁判に出席したり、被告人質問などを行う「被害者参加制度」の利用に関して、弁護士に委託した場合の着手費用の一部を助成します。</p> <p>※ 令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。</p>
内 容	<p>《助成金》</p> <p>申請者が弁護士に支払った着手費用のうち、<u>最大10万円</u>を助成</p>
要 件	<p>◇犯罪被害を受けた場所が、東京都内であること。</p> <p>◇犯罪被害を受けたとき、被害者本人が東京都内に住所を有していたこと。</p> <p>◇申請者が、被害者参加することについて裁判所から許可を受けていること。</p> <p>◇申請者が、被害者参加に関する弁護士業務について委託契約を締結し、かつ着手費用を支払っていること。</p> <p>◇同一の委託契約に対して、これまで本助成制度を利用していないこと。</p> <p>◇同一の委託契約に対して、これまで国、他の地方公共団体又は日本司法支援センター（法テラス）による支援を受けていないこと。</p> <p>◇申請日時点の申請者の資力（現金、預金などの資産の合計額）から、被害者参加制度の利用に関する犯罪被害を原因として今後6か月以内に支出することとなると認められる費用（治療費など）を差し引いた額が、500万円未満であること。</p> <p>◇申請者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者）でないこと。</p> <p>◇弁護士に対する着手費用の支払の日から、申請まで1年以内にしなければならない。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>★申請を行うことについて、委託契約を締結した弁護士による確認が必要です。</p> <p>★その他、申請に必要な要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
問合せ先	<p>【制度に関する問合せ先】</p> <p>東京都 総務局 人権部 人権施策推進課 被害者支援連携担当</p> <p>(電話) 03-5321-1111 (東京都庁代表) 平日 午前9時～午後5時</p>